

食安輸発0202第2号
平成24年2月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮パプリカのフロニカミドの解除)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号により通知している
ところです。

今般、韓国産生鮮パプリカのフロニカミドについて検査命令を解除することと
し、上記通知の別表1の韓国の項中

製品検査の 対象食品等	条件	検査の 項目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受ける ことを命ずる 具体的理由
パプリカ(ジ ャンボピー マン)及び その加工品 (簡易な加 工に限る。)	別途指示 する輸出 業者から 輸出され たものに 限る。	フロニ カミド	別表2の 3による こと	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留す る農薬、飼料添加 物又は動物用医薬 品の成分である物 質の試験法につい て」によること。	基準値(0.4pp m)を超えるフ ロニカミドが 検出されるお それがあるた め。

を削除し、また、別添1の1中、1(10)を削除し別紙のとおりとするので、御了
知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。